

6 流域別下水道整備総合計画

昭和45年4月、国は公害対策基本法第9条の規定により、公共用水域の水質環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準（水質環境基準）を定めた。そして、人の健康に係る環境基準は公共用水域一律とされ、生活環境に係る基準は、各公共用水域について水域類型の指定と達成期間の区分という形で水質環境基準を設定することとなった。これにより、国は昭和45年9月及び昭和46年5月に全国で82水域（道内は石狩川ほか3水域）の水域類型指定を行うとともに、昭和45年12月の公害国会によって、公害対策基本法が改正され、類型指定の権限は都道府県知事に委任されることとなった。

このような背景から、昭和45年12月の下水道法改正により、水質環境基準の水域類型の指定がなされている水域について、その汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるもので、主として下水道の整備によって、水質環境基準が達成される場合には、それぞれの水域ごとに都道府県は、その流域内における下水道整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）を、個別の公共下水道計画及び流域下水道計画の上位計画として、策定すべき旨の規定が下水道法第2条の2で法律上義務づけられた。

昭和30年代以降高度成長期における急速な産業の発展と人口の都市集中に伴い、公共用水域の水質が悪化し、このため昭和45年、水質汚濁防止に関する法律が施行され、あわせて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定がなされた。本道においては平成元年までに44河川、15湖沼、17海域の水域について指定が完了している。これら公共用水域の水質環境基準を達成するため、昭和45年、下水道法の一部改正が行われ「流域別下水道整備総合計画」を都道府県が策定することとなった。

平成17年の下水道法の改正に伴い、閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画について、平成17年度から5年間以内を目途に、策定及び見直しを行うこととなっており、法律上の背景も変化し平成20年度には「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」の改定を行っている。

本道において、これまで調査を実施した「流域別下水道整備総合計画」は石狩川、十勝川、常呂川・網走川、天塩川、函館海域及び釧路川・釧路海域の6水域である。また平成12年度に十勝川（見直し）が策定されており、石狩川については平成11年度に再調査を行い、現在策定中である。

表 流域別下水道整備総合計画と下水道整備状況

流域名	調査年度	承認年度 (策定年度)	流域面積 (km ²)	流域内 都市数	下水道 実施都市数	流域内 都市人口(人)	下水道 処理人口 (人)	流域内 都市下水道 普及率(%)
石狩川	H11	策定中	14,330	46	38	3,116,552	2,933,959	94.1%
十勝川	H7	H12	8,478	16	16	336,071	278,088	82.7%
常呂川・網走川	S48	61	3,309	7	6	214,886	189,370	88.1%
天塩川	S49	59	5,588	11	9	85,910	64,138	74.7%
函館海域	S50	59	502	3	3	369,391	319,921	86.6%
釧路川・釧路海域	S54・55	H7	4,083	5	4	233,419	213,098	91.3%

注) 人口及び下水道普及率は平成18年度末現在
下水道実施都市数は平成19年度現在。

